

回家賠償請求訴訟

【麻生邸リアリティーツアー事件とは】

2008年10月26日、「反戦と抵抗の祭<フェスタ>」プレ企画として実施された「リアリティツアー2 62億ってどんなだよ。麻生首相のお宅拝見」において、若者3人が不当に逮捕・拘束され、それぞれの自宅と、連絡先となっていたフリーター全般労働組合の事務所が家宅捜査を受けた事件です。

リアリティーツアーは、例えば派遣労働やアルバイト、生活保護や障がい者などを含む不安定な生を余儀なくされ、経済的貧困に追いやられた人たち、そしてそういった事に共感する人たちによって企画されました。いったい 62 億円もする麻生首相(当時)の家ってのはどんなものなんだ。貧困や格差の片棒を担いでいるやつの家ってのはどんなものなんだ。

当日の15時前、インターネットで呼び掛けられた集合場所の渋谷ハチ公前には、風船やプラカードを持った人たちが集まっていました。渋谷署警備課は、麻生邸に近づいた時点からは「5名ずつならば通す」旨を向こうから連絡してき

ました。

(略称:麻生国賠)

集まった人たちは 3、40 分ほど駅頭で声を挙げた後、渋 谷署との話し合いどおり、風船やプラカードを下ろして、渋 谷駅を背に、ゆっくり歩き始めました。拡声器も使わず、隣の参加者と肉声で談笑しながら。参加者はおよそ50人ほどでした。

その直後のことです。参加者が道玄坂下にさしかかろうとしていた瞬間、警視庁公安部及び支部や渋谷署警備課は、突如参加者の中へ突入し、3 人の若者を無理矢理羽交い絞めにし、路上に組み伏せ、連れ去っていきました。その後彼らは11日間勾留されます。逮捕時の映像はyoutubeにアップロードされ、再生は20万回を超えました。

渋谷の路上を歩いていたら突然警官に取り押さえられ 11 日間閉じ込められた。その間、勝手に家に踏み込まれ部屋を荒らされた。この事件のあらましを大雑把に言うとこうなります。そして、そういった権力の横暴な行いの根拠の一つとなったのが東京都公安条例なのです

この訴訟で主張したいこと 東京都公安条例の違憲性

この 10 年をざっと振り返っても、毎年のように弾圧は繰り返され、ここ数年はささいな行為が事件化され弾圧を受ける傾向がみられます。歩道を歩いていただけで逮捕された本件、昨年の 815 靖国でも歩いていただけでの逮捕、今年 4 月 20 日のアメリカ大使館前弾圧も、嫌疑なき逮捕と言うべき警察による事件化でした。

また、先般の東日本大震災において起こった福島第 1 原発の事故。東京電力への抗議行動は、以前は本社前歩道で行われていたものが、車道を挟んだ向かい側でしか出来なくなっています。

このような不当な弾圧・規制に対し、麻生国賠は国家賠償請求法を武器に、司法の場でデモなどの街頭表現の自由を保障させようというものです。中でも強調したいのは、デモの自由を規制する公安条例という縛りです。東京都公安条例は戦後まもなくからデモと集会の自由を規制してきました。「公安条例は憲法違反だ」という麻生国賠の主張を、運動全体の課題として共有していきたいと思います。

第6回日夏东高

昨年開始した麻生国賠も6回目の期日を4月25日にむかえ、口頭弁論が行われました。法廷では相変わらず不誠実な対応の東京都と警視庁。原告の園が「東京の運動の中で麻生国賠と同じパターンで不当逮捕が繰り返されている。強く抗議する」と麻生国賠の意義をアピール。また大口弁護士が裁判所が都の先延ばし行為を認め続けているのはおかしい、警察の恣意的な逮捕やガサ入れというこちらの指摘に全く答えていない、と鋭く糾弾。法廷は大いに盛り上がりました。

原告 園良太 第6回口頭弁論陳述

東京都は今回の準備書面を直前まで提出せず、その中身も 実質的に回答を拒否していた。これは逮捕や家宅捜索の不当 性を突かれたくないが故の卑怯な逃げです。麻生邸リアリティ ツアー国家賠償請求訴訟は一年近く続けてきましたが、東京 都も警視庁も私達への反論書の中で明白な不当逮捕を「正当 だ」と嘘をつき、私たちが「警察への暴力を振るった」などとでっ ち上げています。暴力を振るったのは警察の側です。これを認 めない警察は正義の味方などではなく、民主主義の敵です。 麻生国賠は私達だけの問題ではありません。日本中の警察が 08年10月以降も社会運動への不当逮捕を繰り返しています。 関西では悪名高い大阪府警が日雇い労働者の集まる釜ヶ崎 へ露骨な弾圧を続け、つい先日も何もしていない 7 人の人々 が不当逮捕され、いまだに勾留され、全員起訴されるかもしれ ないと言われています。

関東では街頭デモに対する露骨な弾圧が減っている分、それ以外の行動への弾圧が続いています。麻生邸ツアーと同じく「公務執行妨害」と「公安条例違反」を組み合わせる逮捕手法です。人は目的を持って自由に行動していますし、歩道を歩くだけなら何ら許可は不必要ですから、ある目的地へ歩道を数人で歩く行動は普通にあります。ところがそれを公安警察がすぐに「無届デモ」扱いして乱入し、何もしていない参加者を逮捕する。突然そんなことが起きれば当然現場は混乱し、参加者は抗議します。そうして警察と向き合う状態になっただけの人を今度は「公務執行妨害」扱いし、芋づる式に逮捕者を増や

していく。09年4月の埼玉県蕨市での不当逮捕、10年8月の 靖国神社への抗議行動での不当逮捕、12月の渋谷で排外主 義デモの前に抗議の意思表示をした人への不当逮捕、11年2 月のアメリカ大使館前での不当逮捕、4月の天皇の味の素スタ ジアムへの「原発避難民慰問」に反対の声を上げた人への不 当逮捕が繰り返されています。つまり公安警察は全〈反省して いないし、自らのメシの種のために運動を妨害し、人から十数 日も自由を奪い、自宅を荒らしているのです。

崩壊する権力の醜さ

戦争を美化する靖国神社や、差別排外主義に反対するのは当然の事です。沖縄県高江への米軍と日本政府の横暴に反対するのも当然のことです。そして現在大問題となっている福島原発事故は、原発を推進してきた政府・東京電力・霞ヶ関に全ての責任があり、彼らが対応能力も持たない事が日に日に明らかになっています。今いったいどれだけの人が家・仕事・故郷を捨てさせられ、避難を強いられているか。抗議は当然であり、海外なら東京電力の会長を始め幹部は逮捕・起訴され、内閣は総辞職している筈です。でも政府・東京電力は権力や利権を手放したくないため、警察権力を使って抗議を弾圧します。その結果、3月末に東京電力前で何もしていないデモ隊の3人が不当逮捕され、味の素スタジアムでの不当逮捕も起きました。これほどあからさまな不当性はありません。それは崩壊する権力の醜さそのものです。

都と警視庁は不当性を認めよ

裁判所はそんな権力に付き合うべきではありません。三権分立を守るべきです。東京電力前のデモ不当逮捕では真っ先にデモ隊のカメラを抑えつけようとしたと言います。公安警察が不当逮捕の映像公開を恐れているのは明らかであり、それは動かしようのない証拠だからです。だからこそ私たちが求め続けている麻生国賠法廷での不当逮捕の映像上映を早く認めるべきです。私たちは無罪です。公安条例は撤廃すべきです。東京都と警視庁は不当逮捕であることを認め、謝罪し、二度と運動への弾圧を行わない事を要求します。

次回口頭弁論は、7月11日(月)13時半から東京地裁721号法廷です。多くの参加を!

【麻生邸リアリティツアー事件国家賠償請求訴訟団】

連絡先: 〒151-0053 東京都渋谷区代々木 4-29-4 西新宿ミノシマビル 2F フリーター全般労働組合気付

TEL:03-3373-0180 FAX:03-3373-0184 Web: http://state-compensation.freeter-union.org/ mail: realitytour.st.comp@gmail.com

郵便振替:00130-9-282713 口座名:麻生国賠(他行からの振込 店名:○一九店/預金種目:当座/口座番号:0282713)